行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理ガイドライン

〔様式例〕

令和４年６月

（令和５年９月改訂）

総務省行政管理局

本様式例は、行政不服審査会等における調査審議等に係る事務処理ガイドラインに記載する調査審議等の手続において、審査関係人が審査会に対して提出する、又は審査会が審査関係人等に発出することとされている書面のうち、主要なものの様式の一例であり、各審査会が調査審議等に係る規則等において当該書面の様式を定める際の参考としていただくために作成したものです。

そのため、各審査会の判断により、本様式と異なるものを採用しても差し支えございません。

本様式例に掲載されていない書面の様式については、行政不服審査法事務取扱ガイドラインで様式例をお示ししている、審理員による審理手続における取扱い等を参考にしてください。

なお、（国の）行政不服審査会における各種書面の様式は、同審査会において定められるものであり、本様式例と異なる場合があることに御留意ください。

改訂履歴

改訂日	改訂内容
令和４年６月	**初版作成**
令和５年９月	**表現の適正化、記載の整理**

目次

１　様式例１（諮問書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　様式例２（諮問事件受付処理簿）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４
３　様式例３（主張書面等の提出期限の通知）・・・・・・・・・・・・・・・　５
４　様式例４（諮問を要しない旨の審査会意見の通知）・・・・・・・・・・　７
５　様式例５（諮問取下書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８
６　様式例６（審査手続の併合［分離］の通知）・・・・・・・・・・・・・　９
７　様式例７（主張書面等の提出の求め）・・・・・・・・・・・・・・・・　10
８　様式例８（口頭意見陳述申立書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
９　様式例９（主張書面等閲覧等請求書）・・・・・・・・・・・・・・・・　13
10　様式例 10（主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会）・・　14
11　様式例 11（答申書の交付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

様式例１（諮問書）

（文書番号）
〇年〇月〇日

〇〇〇〇審査会　御中
[〇〇〇〇審査会
　会長　〇〇　〇〇殿]

審　査　庁　名
〇〇　〇〇

諮　　問　　書

〇〇法（　　〇〇年法律第〇〇号）[〇〇条例（　　〇〇年条例第〇〇号）］第〇条の規定に基づく処分［処分についての不作為］に係る審査請求について、行政不服審査法第43条第１項の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇

（別紙）【処分についての審査請求に係る諮問の場合】

区　分	内　容
1　審査請求に係る処分	
2　審査請求	
3　諮問の理由	
4　参加人等	
5　添付書類等	
6　審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

※1　　3の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「法令に基づく申請の全部を容認することが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

※2　　5の「添付書類等」については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）43条2項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書」及び「事件記録（写し）」のほか、各審査会が諮問に際して提出を求めている「諮問説明書」等の書類を具体的に記載する。

（別紙）【不作為についての審査請求に係る諮問の場合】

区　分	内　容
1　審査請求に係る不作為	
2　処理期間	
3　審査請求	
4　諮問の理由	
5　参加人等	
6　添付書類等	
7　審査庁担当課、担当者名 電話、住所等	

※１　　２の「処理期間」については、「法定処理期間」と「標準処理期間」の別及びその期間並びに法定処理期間の場合はその根拠条項を記載する。これら期間の定めがされていない場合は、標準処理期間を定めていない理由を記載する。

※２　　４の「諮問の理由」については、例えば、「法令に基づく申請から相当の期間が経過しているが、そのことを正当化する特段の理由が認められるため。」、「法令に対する処分をすることが適当と考えるが、参加人からこれに反対する旨の意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述する。

※３　　６の「添付書類等」については、法43条２項において諮問に際して添付することとされている「審理員意見書」及び「事件記録（写し）」のほか、各審査会が諮問に際して提出を求めている「諮問説明書」等の書類を具体的に記載する。

様式例２（諮問事件受付処理簿）

諮問事件受付処理簿

諮問番号	事件名	審査庁	諮問日	部会	答申日	答申番号	備考

※　本処理簿は、件数が多い場合には、処分についての審査請求に係る諮問と不作為についての審査請求に係る諮問とを別簿冊とするが、件数が少ない場合はまとめて一つの簿冊とする。一つの簿冊に処分に係る諮問と不作為に係る諮問とをまとめて記載する場合は、その区分を備考欄に記載する。

様式例３（主張書面等の提出期限の通知）

（文書番号）
○年○月○日

○○　○○　様
［審　査　庁　名　　殿］

○○○○審査会
［○○○○審査会
会長　○○　○○］

主張書面又は資料の提出について（通知）

あなた［貴庁］は、下記１の諮問事件について、行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 76 条の規定に基づき、当審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記２のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：(例)　　○年（処分）[(不作為)] 諮問第○号
事件名：○○○○○○○

２　主張書面又は資料の提出期限等
①　提出期限
○年○月○日（○）
②　提出方法
任意の様式により作成した主張書面又は資料を、持参するか、郵送（又は○○○）（※）で当審査会に提出してください。
※　持参・郵送以外の提出可能な方法がある場合は括弧内に記入
また、提出された主張書面又は資料は、行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 78 条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなた［貴庁］のお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面又は資料に添付してください。

担当：○○○
連絡・提出先：○○○

（別　紙）　　○年（処分）［不作為］諮問第○号事件

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

○○○○審査会　御中
[○○○○審査会
　会長　○○　○○殿]

年　　月　　日

（氏名）［審査庁名　○○　○○］

○　この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

（　　）

様式例４（諮問を要しない旨の審査会意見の通知）

（文書番号）
〇年〇月〇日

審　査　庁　名　　殿

〇〇〇〇審査会
［〇〇〇〇審査会
会長　〇〇　〇〇］

諮問事件に係る意見について（通知）

当審査会において下記１の諮問事件について調査審議しているところですが、［〇〇行政不服審査会（運営）規則第〇条（第〇項）に基づき、］下記２のとおり当該事件に対する意見を通知します。

記

１　諮問事件
諮問番号：(例)　　〇年（処分）［(不作為)］諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇

２　意見の内容
当該諮問事件につき、行政不服審査法第 43 条第１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（理由）
当該諮問事件は、・・・・・・であり、行政不服審査法第 43 条第１項第〇号に該当すると認められるため。

担当：〇〇〇
連絡先：〇〇〇

様式例５（諮問取下書）

（文書番号）
〇年〇月〇日

〇〇〇〇審査会　御中
[〇〇〇〇審査会
会長　〇〇　〇〇殿]

審　査　庁　名
〇〇　〇〇

諮問の取下げについて

諮問（　　〇年（処分）[(不作為)] 諮問第〇号）に係る審査請求事件［　　〇年〇月〇日付け（文書番号）により貴審査会に諮問した審査請求事件（　　〇年（処分）[(不作為)] 諮問第〇号)] について、行政不服審査法第 27 条の規定に基づく取下げがあったので（注)、当該諮問を取り下げます。

（添付資料）
（例）□　審査請求取下書（写し）

担当：〇〇〇〇
連絡先：〇〇〇

（注）諮問の取下げの理由が、行政不服審査法第 27 条に規定する「審査請求の取下げ」以外の場合（審査請求に係る処分の全部を取り消す場合等のほか、審査会から諮問不要の通知があった場合など）には、下線の部分の理由に代えて、取下げの理由を簡潔に記載する。

様式例６（調査審議手続の併合［分離］の通知）

（文書番号）
○年○月○日

○○　○○　様
［審　査　庁　名　　殿］

○○○○審査会
［○○○○審査会
会長　○○　○○］

調査審議手続の併合［分離］について（通知）

下記の諮問事件について、○○○○審査会（設置）条例［(運営）規則］第○条の規定に基づき、調査審議の手続を併合［分離］したので、通知します。

記

（諮問事件）
（注）併合［分離］の対象となる審査請求事件を列記する。

担当：○○○○
連絡先：○○○

様式例７（主張書面等の提出の求め）

（文書番号）
○年○月○日

○○　○○　様
［審　査　庁　名　殿］

○○○○審査会
［○○○○審査会
会長　○○　○○］

主張書面［資料］の提出の求めについて

下記１の諮問事件について、当審査会の調査審議の参考としたいので、行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 74 条の規定に基づき、下記２のとおり主張書面［資料］の提出を求めます。

記

１　諮問事件
諮問番号：(例)　　○年（処分）[(不作為)］諮問第○号
事件名：○○○○○○○

２　主張書面［資料］の提出
①　提出期限
○年○月○日（○[曜日]）
②　提出を求める主張書面［資料］及び提出方法
任意の様式により作成した書面［既存の資料の場合は当該資料］を、持参するか、郵送（又は○○○）（※）で当審査会に提出してください。
※　持参・郵送以外の提出可能な方法がある場合は括弧内に記入
また、提出された主張書面［資料］は、行政不服審査法第 81 条第３項において準用する第 78 条の規定に基づき閲覧等に供することがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、主張書面［資料］に添付してください。

担当：○○○○
連絡・提出先：○○○

（別　紙）

○年（処分）[(不作為)] 諮問第○号事件

提出する主張書面又は資料の取扱いについて

年　　月　　日

○○○○審査会　御中
[○○○○審査会
　会長　○○　○○　殿]

氏　名 [審査庁名　○○　○○]

○　この度貴審査会に提出する主張書面又は資料を、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

（　　）

様式例８（口頭意見陳述申立書）

年　　月　　日

口頭意見陳述申立書

○○○○審査会　御中
[○○○○審査会
会長　○○　○○　殿]

住　　所
氏　　名［審査庁名　○○　○○］
電話番号

下記１の審査請求に係る諮問事件［諮問事件］について、行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 75 条第１項の規定に基づき、下記２及び３のとおり口頭意見陳述を申し立てます。

記

１　審査請求［諮問事件］
（１）審査請求年月日［諮問番号］
（２）審査庁名
（３）審査請求に係る処分又は不作為の名称[諮問事件名]
（注）諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

２　口頭意見陳述を希望する日時
①
②
・・・

３　行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 75 条第２項の規定による補佐人の同伴の許可申請
①　補佐人の同伴を必要とする理由
②　補佐人の住所、氏名、年令及び職業
（住所）
（氏名）
（年令）
（職業）

（記入の際の留意事項）
ア　法人その他の団体にあっては、住所・氏名欄に、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
イ　２の「日時」には、希望する日時を複数記入してください。
ウ　３は、審査請求人又は参加人が、補佐人の同伴を希望する場合に記入してください。

様式例９（主張書面等閲覧等請求書）

主張書面等閲覧等請求書

○年○月○日

○○○○審査会　御中
［○○○○審査会
会長　○○　○○　殿］

住　　所
氏　　名［審査庁名　○○　○○］
電話番号

下記１の審査請求に係る諮問事件［諮問事件］に関して貴審査会に提出された下記２の主張書面等について、行政不服審査法第 81 条第３項において準用する同法第 78 条第１項の規定に基づき、下記３のとおり閲覧［写し等の交付、閲覧及び写し等の交付］を求めます。

記

１　審査請求［諮問事件］
（１）審査請求年月日［諮問番号］
（２）審査庁名
（３）審査請求に係る処分又は不作為の名称［諮問事件名］

（注）諮問番号及び諮問事件名が判明している場合は、審査請求に代えて、諮問番号及び諮問事件名を記載する。

２　求める主張書面等の名称等
【例】
・　審査庁が提出した諮問説明書及び資料
・　審査請求人が提出した主張書面及び資料
・　参加人が提出した主張書面及び資料

３　閲覧、交付の別
□　閲覧
・　希望する閲覧時期（期間を記載）
□　写し等の交付
・　希望する交付方法

（注）３の「閲覧、交付の別」については、該当するものの□にチェックの上、記載すること。

様式例10（主張書面等の閲覧等についての提出者への意見照会）

（文書番号）
○年○月○日

○○　○○　様
［審　査　庁　名　　殿］

○○○○審査会
［○○○○審査会
会長　○○　○○］

主張書面等の閲覧等についての意見について（照会）

あなた［貴庁］が　　○年○月○日に当審査会に提出した下記の主張書面等について、審査請求人［審査庁、参加人］から、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づく閲覧［写し等の交付、閲覧及び写し等の交付］の求めがありましたので、当該審査請求人［審査庁、参加人］に対する当該主張書面等の閲覧［写し等の交付、閲覧及び写し等の交付］について、同条第 2 項本文の規定に基づき、あなた［貴庁］の意見を求めます。

つきましては、あなた［貴庁］の意見を、別紙「提出した主張書面又は資料の取扱いについて」に記入し、　　○年○月○日までに、持参するか、郵送（又は○○○）（※）で当審査会事務局に提出してください。

※　持参・郵送以外の提出可能な方法がある場合は括弧内に記入

記

提出された主張書面等の名称等

【例】
- 審査庁が提出した諮問説明書及び資料
- 審査請求人が提出した主張書面及び資料
- 参加人が提出した主張書面及び資料

担当：○○○
連絡・提出先：○○○

（別　紙）　　○年（処分）［(不作為)］諮問第○号事件

提出した主張書面又は資料の取扱いについて

年　　月　　日

○○○○審査会　御中
［○○○○審査会
　会長　○○　○○　殿］

（氏名）［審査庁名　○○　○○］

貴審査会に　　○年○月○日に提出した○○［具体的主張書面等の名称を記入］について、行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条の規定に基づき、審査関係人に閲覧させる、又はその写し等を交付することは、

□　差支えがない。

□　適当ではない。

（適当ではない理由）

（　　）

様式例１１（答申書の交付）

（文書番号）
〇年〇月〇日

審　査　庁　名　殿

〇〇〇〇審査会
[〇〇〇〇審査会
会長　〇〇　〇〇]

答申書の交付について

行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

記

諮問番号：　　〇年（処分）[(不作為)] 諮問第〇号
事件名：〇〇〇〇〇〇〇

（別　紙）

諮問庁〇〇
諮問日〇年〇月〇日
諮問番号〇〇審査会〇年度〇号

答申書

（ポイント）
・審査庁から通知された事件番号を文書番号とともに記載することが望ましい。

（例）事件番号〇年度〇号
文書番号〇年度〇号
答申日〇年〇月〇日

（審査庁）　〇〇　〇〇　殿

〇〇審査会

（例）
上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。
（ポイント）
・いかなる法令（法令名及び条項）に基づいた処分なのか明示する。

第１　結論

（例）
・本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。
・本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当ではない。
本件審査請求の対象となった〇〇処分は取り消されるべきであり、審査請求人に対して、行政不服審査法第 46 条２項１号に基づき、〇〇処分をすべ

きである。

・法〇条の趣旨は、・・・にあると解される。 上記処分は、法の趣旨を踏まえ、・・・ことが望まれる。（付言）

（ポイント）

・法 46 条及び 47 条の規定を用いる際には、根拠条文を記載する。

・付言を付す場合には、項目を設けるほか、処分庁に伝わりやすいよう結論にも記載することが考えられる。

第２　事案の概要等

１　事案の概要

（例）

本件は、〇〇（処分庁）が審査請求人に対して〇年〇月〇日付けで行った〇〇法第〇条第〇項の規定による〇〇処分に対し、審査請求人が、この処分は、〇〇である等と主張して、処分の取消しを求める事案である。

（ポイント）

・３行～５行くらいで、端的にまとめる。

・誰が、どの法規に基づいて、どのような処分を行い、審査請求人がどのような理由に基づいて、どのような主張をしているかを記載する。

（２　手続の特記事項）

（例）審理手続の併合

行政不服審査法第 39 条に基づき、〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）に関する審理手続及び〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）に関する審理手続を併合した。

（例）調査審議の併合

（行政不服審査法施行令第 21 条（行政不服審査会条例第〇条）に基づき、）〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）の調査審議及び〇〇法第〇条に基づく処分庁〇〇による〇〇処分についての審査請求（事件番号〇〇）の調査審議の手続を併合した。

（ポイント）

・審理過程や審議過程において、審理手続の併合若しくは分離又は調査審議の併合若しくは分離を行なった場合には、対象となる審査請求を明らかにした上で、答申書の冒頭に記載する。

第３　事実関係

１　関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令等）

（例）

○○法第○条は、・・・と規定する。また、○○法施行規則第○条は、・・・と規定する。○○処分の処分基準として、○○要綱には、・・・と定められている。

（ポイント）

・原処分の内容及び理由を明らかにするために、根拠となった法律及び政省令、要綱の名称、条項及びその概要だけでなく、審査（処分）基準も記載する必要がある。

２　処分の内容及び理由

（例）

処分庁においては、○○という証拠から、～といった事実を認定し、○○法第○条及び上記処分（審査）基準に当てはめた結果、○○法第○条に基づき A は○○に該当すると判断し、査請求人に対して○○処分を行なった。

（ポイント）

・処分庁において、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該処分がされたのかを客観的に記載する。

３　審理員による審理手続及び調査審議の経過

（例）

○年○月○日、審査請求人は、行政不服審査法第２条に基づいて、○年○月○日に○○（処分庁）によって行われた○○処分に対する審査請求を行った。

○年○月○日、審理員が指名された。

○年○月○日、○○（処分庁）より弁明書が提出された。

〇年〇月〇日、審査請求人より反論書が提出された。
〇年〇月〇日、審理員より審理員意見書が提出された。
〇年〇月〇日、当審査会において審議を行った。
・・・。

（ポイント）
・審査請求が行われてからの経過を記載する。

第４　審理員意見書の要旨

１　審理段階における審理関係人の主張

２　審理段階における論点整理

３　審理員意見の理由

第５　調査審議における審査関係人の主張の要旨

１　審査請求人の主張の要旨

（ポイント）
・審査請求人の主張と事実を混同せずに、区別して記載する。
・審査請求書に書かれた事項について、必要十分な内容を引用するように努める。特に、審査請求人の主張が十分に示される形となるよう留意する。

２　審査庁の主張の要旨

（例）
・・・。なお、付言として・・・が言及されている。

（ポイント）
・審査庁の主張と事実を混同せずに、区別して記載する。
・審査庁や審理員が付言を付している場合には、答申書の理由において審査会の方針を示すことが望ましい。

第６　論点整理

（例）

・本件処分は、本件処分を行う基準のうち、〇〇と〇〇という点については、〇〇（客観的な証拠・事実）から明らかであり、審査請求人も争っていない。一方、〇〇については、基準に該当するか否かが直ちに明らかとまではいえず、審査請求人も争っているため、この点について判断する必要がある。

・本件申請は、審査基準のうち、〇〇～〇〇については、〇〇（客観的な証拠・事実）から、該当しないことが明らかである。該当し得るものとしては、〇〇であり、この点について、本件申請の該当の有無について判断する必要がある。

（ポイント）

・論点になる内容とその理由を記載する。

・審査関係人の主張を踏まえた論点を整理した上で、不足する論点は審査会が追加する。

・審査請求制度は職権主義なので審査関係人の主張以外にも、必要な論点がないか留意する。

第７　答申の理由

１　認定した事実

（ポイント）

・「第６　論点整理」において整理した論点に関して、認定した事実について証拠を含めて書く。

２　論点に対する判断

（例）

本件審査請求の論点は、第６で記載したとおり、審査請求人が主張する〇〇という事実が、要領に規定する「やむを得ない事由」に該当するか否かである。この点、審理意見書は、上記事実は〇〇であるから「やむを得ない事由」に該当しないと判断したのに対し、審査請求人は、調査審議段階において、あらためて〇〇という事実が「やむを得ない事由」に該当する旨を主張した。しかしながら、審理段階において処分庁から提出された〇〇によれば、上記事実が「やむを得ない事由」に該当するということはできない。したがって、処分庁が行った〇〇という処分に違法又は不当な

点はないものと考えられる。

（ポイント）

・処分の根拠法令に対応する論点についてのあてはめ等を書く。

（例）

「・・・（審理員意見書の引用）」については、審理員意見書のとおり。

（ポイント）

・例のように審理員意見書と同じ内容を記載する場合、「審理員意見書のとおり」と記載することも考えられるが、その場合には審理員意見書について詳細に記載するとともに該当箇所の内容を明らかにする必要がある。

（例）

最判〇年〇月〇日によれば、・・・。

（ポイント）

・論点の検討に際して審査会が参考にした裁判例がある場合には、審査請求の事案と関連すると思われる裁判例の事案の類似性や当該裁判例が持つ意味を十分に吟味した上で、必要に応じて関連裁判例として挙げることも考えられる。

第８　まとめ

（例）

以上の点から、本件各審査請求は棄却すべきであるとの各諮問に係る審査庁の判断は妥当である（妥当でない）。よって、結論記載のとおり答申する。

（ポイント）

・端的に記載する。

（第９　付言）

（例）

法〇条の趣旨は、・・・にあると解される。 上記処分は、法の趣旨を踏まえ、・・・ことが望まれる。

（ポイント）

・付言を付す場合には、項目を設けて処分庁や審査庁や審査会に伝わりやすいようにすべきである。付言という項目を設定せずに、答申書の中に付言のような文言を入れる場合には、第９において、付言が付されていることを明記する方法も考えられる（例：「この点については、下記第９において付言を付している。」）。

○○行政不服審査会
委員　○○　○○
委員　○○　○○
委員　○○　○○